

○嶋崎委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

次の陳情審査に入ります。神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書について、送付5-34を審査いたします。前回もお伝えいたしましたけれども、本案件、陳情書については、委員、理事者のみ陳情者をマスキングしていない文書を配付しています。委員、理事者の皆様におかれましては、本陳情の取扱いに十分にご留意いただきますよう、よろしくお申し上げます

執行機関から何か情報提供はありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 送付5-34、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書につきましては、9月5日の当委員会におきまして申し上げたとおり、また、桜井委員もおっしゃっていたとおり、これまでの陳情と同様の内容であり、既に審査が終了しているものと認識してございます。ですので、申し上げることはございません。

○嶋崎委員長 はい。執行機関からの、特に今の状況の中では全く動いていないということでございますので、委員の皆さんからご質疑を頂きたいと思えます。

○春山副委員長 同様の陳情が繰り返される中で、改めて区の道路行政、道路機能の基本的な事項を確認したいと思えます。

昨日、区道ではないんですけども、九段の桜の木が倒木したということで、この倒木も含めて、昨年全国で街路樹が倒れる事故が相次いでいることから、国交省が自治体を対象に街路樹の倒木の実態調査にも乗り出しています。それは3メートル以上の街路樹に対しての調査をされているというふうに認識しています。それも含めて、区のほうに、道路、街路樹、これからの機能更新の考え方について確認をさせてください。現在の神田警察通りが整備された時期など、分かる範囲で教えていただけますか。

○嶋崎委員長 はい。昨日のことはまた後ほど何か報告を受けるということだけれども、今ご質疑があったんで、含めてお願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。まず神田警察通りの整備の時期でございますが、千代田区の区道は、昭和28年、それから36年、40年の3回に分けて、東京都から移管されたものでございます。神田警察通りは昭和40年に移管されました。現在の形態についてはそこから、戦災の復興によってできたものだとして認識してございます。

それから街路樹の倒木、これについてはまた後ほど口頭で報告はさせていただきますけど、今。

○嶋崎委員長 いいよ。今、あったから。もしかしてそれは後ですか、どうするのかはそちらにお任せしますけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。道路の機能といたしましては、交通機能、空間機能、それから一一えっ。

○春山副委員長 まだ、まだそこまででいっぱいです。

○須貝基盤整備計画担当課長 それを聞かれまして。違う。

○嶋崎委員長 副委員長。

○春山副委員長 そういった意味では、70年前に、この道路、今の道路なりが整備、デザインされたということで認識をしました。

この街路樹の、昨日の倒木も含めて、戦後や高度成長期以降の街路樹が課題だというふうに認識しています。そういった意味では、本来、街路樹というのは、先日の質疑でもさ

せていただいたように、あくまでも道路施設の一部であり、結果として街路樹からのいろんなことを私たちが享受させていただいているという認識でいます。

改めてお伺いしますが、この都市計画というのは公共貢献性を求めていくものであり、時代時代によって公共貢献性というのは変化していくということで、都市計画法に基づいて、様々な法制度がその時代に合わせて制定されているというふうに認識しています。そういった意味で改めてお伺いしますが、道路の機能、道路行政の一番の目的というのは何でしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今お話しした道路の機能につきましては、交通機能、それから空間機能、市街地形成機能などありますけれども、その中で、交通機能が最も重要という機能でございます。人や自転車、自動車が安全で安心に、かつスムーズに移動でき、沿道の建設施設にアクセスできるようにする交通機能をしっかり確保することが、道路行政の最も重要な役割だと認識してございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった意味では、今ご答弁いただいたように、千代田区における道路行政というのは、あくまでも道路を安全に管理することが最も重要な役割であり、もちろん街路樹の景観形成機能や環境機能というのも必要だと思いますけれども、道路行政は樹木の保全を目的として道路管理しているわけではなく、あくまで安全性を目的とした道路を整備しているというふうに理解しました。

また、高度成長期以降、市街地の様相も変わってきた中、今後の都市計画における道路行政における公共貢献性ということを考えると、やはりバリアフリーなり、新しい形での道路行政というのが必要になっているのではないかなと思います。ただ、50年、今の道路が整備、デザインされたのが70年前であれば、今後の、今整備するとしたら70年後を見据えて、どういう都市であるのか、どういうふうに人が生活しているのか、どういう機能が必要なのかということをやっぱり見据えるべきではなかったのかなというふうに、個人的に思います。

道路を単純に拡幅して、自動車レーンを増やして街路樹の機能更新をするということではなく、街路樹はあくまでも道路施設の一部であるならば、それは緑地帯ではないので、そうであるならば、本当に道路をもう少し2車線にして、本当にグリーンベルトを造るとか緑地帯を造るとか、そういった、もっと一歩進んだ環境配慮のある道路計画というのを、千代田区として打ち出すべきではなかったのかなというふうには思います。それについてはいかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員のおっしゃることも分かります。沿道整備推進協議会では、当初そのような、歩車道の配分をさらに見直して、広幅員の歩道空間の確保、そういったご意見もございました。ただ、中期的な自動車交通の見通しや周辺街区の状況、それから警察等との協議、そういうものを踏まえまして、沿道全体を通じて現行計画案のような整備となったものでございます。

○春山副委員長 現在、整備が執行できていないためにかかっているコスト、今後の資材の高騰も含めて、工期が遅れば遅れるほどコストが上がっていくと思うんですけども、その辺りのコスト増についてはどのようにお考えですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 現在工事が進んでいないという状況で、出来高は全く上がっていないというところでございます。当然この遅れがコストに跳ね返ってまいります。

また、妨害されたことにより作業できなかったケースについては、今後積算をしていきたいと考えてございます。

○春山副委員長 もう議会で決定されたことなので、今さらお伺いすることではないと思うんですけども、大木化する樹木の問題がある中で、桜というのは成長がとても早いということと、先日、桜井委員の答弁にもありましたように、害虫の発生する確率が高く、今、街路樹としての桜の在り方というのはなかなか議論がある中で、どうだった、どうお考えなのか。

それとまた、おととい——昨日か。おととい九段坂で倒木した樹木も桜だったと思うんですけども、この辺りについて、どうお考えですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 本計画の樹種変更に、そういう更新に当たっては、イチョウ固有の課題、落葉の多さですとか、ギンナンの臭い、それから滑りやすいと。それから根上がりによる道路起伏の発生、幹周りが成長することによって歩道の有効幅員が狭くなる。そういうことの観点から、桜の中でも、大木化せず、害虫もつきにくく、生活道路において街路樹として用いられている陽光という樹種を採用したものでございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。今ご答弁にありましたが、今後大木化することの課題というのは、すごく道路行政にとって大きな問題だと思います。街路樹というのは、大木化、老木したら、やはり機能更新していくというのが一般的な、どこでも考え方だと思うんですけども、現に共立前のイチョウがすごく大きくなって、ツリーサークルいっぱいになっていますが、あの状態が将来にわたってあることが、公共貢献性という意味での生活道路、公共施設につながる歩道に多く存在しているというのは問題があるのではないのでしょうか。

先ほどご答弁にもありましたが、道路には空間機能、上空との建物の関係、地下のインフラ収容の関係があり、樹木が自然に育つには様々な困難があると思います。道路整備のときには下に砂利を引くので、いずれにしても樹木が大きく育っていくにはとても環境としてはかわいそうというか、根が張りにくいという問題があるのではないのでしょうか。そういった意味では、今後の沿道の開発の中では、良質な緑というのをうまくデザインしていくこと、今後の環境配慮に、地球温暖化対策のヒートアイランド対策に対しても、単純な街路樹という概念だけじゃなくて、沿道全体の緑の環境をもっと向上させていく。機能更新に桜なのかイチョウなのかという議論より、もっと進んだ議論がされていくほうがよいのかなと思います。

もちろんその街路樹を生まれたときから自分が見ていた、好きだった木がなくなるというのは、私が同じ立場でも、すごく悲しいとか寂しいという気持ちになるのはすごく理解できます。緑から受ける恩恵というか、享受というのもすごく分かるんですけども、都市計画、この公共貢献性という観点において、また将来世代に対しての公共貢献性、今の世代じゃなくて、将来世代にとっての公共性の観点から、この道路整備というのを考える必要があるのではないのでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 少し、環境、ヒートアイランド、緑についてのご指摘もございましたので、私のほうでご答弁を申し上げますけれども、やはり今回の神田警察通りも、道路整備単体ではなくて、まちづくりと連携して議論されてきたところでございます。こういったこの緑の在り方、樹木の在り方についても、今、副委員長がご指摘のとおり、

まちづくりと一体的に考えていくということが、これからの時代にとってふさわしいのではないかなということでございますので、同様な認識は持っているというところでございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。ぜひ今後のいろんな再開発なり整備において、次の世代を見据えた公共貢献性とは何かというところで、緑の議論をしていけたらと思っています。

今回の神田警察通りの事業が進まない中で、賛成でも反対でもない人も含めて、多くの近隣関係者が、結果として進まないことに不利益を被っていると。執行できないことによるコストも税金から払われているという意味で、この対立構造の中、落としどころを見つける上でも対話の機会が必要ではないかと思います。しかし、総括質疑でも答弁がありました。訴状係争中で、対話をするのが難しいという認識でしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 私、総括審査の中でもご答弁申し上げました。対話というキーワードが出ておりますが、やはりゼロか100かではない落としどころを探ると。そういう上でも、ご指摘のとおり、現状では難しいというふうに認識してございます。

○春山副委員長 ありがとうございます。そういった面では、執行機関としても議会としても、議決自体が無効であると主張されている方々と協議し、工事の停止や設計に変更することはとても困難なのかなというふうに認識しています。こういった陳情については、訴訟の進展や訴訟上の和解、または取下げなどの状況が変わらない限り、議会としても対応していくことは難しいのではないかと思います。そういった意味では、当面推移を見守り、状況の変化があれば適切に執行機関のほうから報告を頂きたいと思っています。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

了解したかどうか。

○印出井環境まちづくり部長 今のご意見の認識は、私どもと近いというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○小枝委員 まず、今のやり取りの中で、本当に、喉元過ぎれば熱さ忘れる、だっけ。オリンピックのときに、東京にマラソンを、東京のこの白山通りとこの辺をマラソンで走ってもらうということで、それで、ところが、もうあまりにも暑いから、無理だろう、いや、でも何とか可能なように、というやり取りの中で、東京都がちゃんと樹間を広げて、道を覆うように枝を広げていきたいと思います。全体にそういうふうな方針を出して、千代田区としても、その同じ方向でやっておりますということは何度も答弁しているんですよ。東京都の中でそういう方針があったことと、千代田区もそこに連動してきた。でも、そうやっても結局札幌に持っていかれて、東京に持ってくることもできなかったみたいな、何かいろいろそういうことがありましたね。

そのときに、本会議場の議事録を見てもらえば分かりやすい。委員会でも何度も、これからの道をどうしますかといったときに、やっぱり樹間が、覆うような、ヨーロッパに負けないような道づくりを進めていきますということを答弁しています。それは頭の中から、すっかり行政のほうから消えているので、そこはちゃんと答弁を修正してもらいたいなど

思いますし。

あと、何新聞だった、国交省のほうも街路樹に関して、ちょうどⅠ期工事の頃だったんですけれども、ほとんど街路樹の整備は達成された。これからはまさに安心・安全な維持をしていくということが大事だと。だから、専門家の知見を入れて適切に維持管理をしていきたいと思いますということで、かなり専門家の起用ということを重視した報道もあったことがあります。今日はその論点になると思っていなかったんで、持ってきていないんですけれども、行政の中からすっかりそういう観点が抜け落ちているということが、この問題のまず根本にあるということについて、私の記憶が間違っているかどうか、答弁しておいてください。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。

○嶋崎委員長 担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 すみません……

○小枝委員 いや、課長でいいですよ。

○印出井環境まちづくり部長 具体的に……

○小枝委員 課長でいいです。

○印出井環境まちづくり部長 基本的に剪定の考え方という意味であれば、おっしゃるとおり、そういった剪定をしていこうというようなことがあったのかなと思います。こと、神田警察通りについては、ご案内のとおり、オリンピックの前からまちづくりとともに連携して検討されてきたというところがございます。

○小枝委員 神田警察通りはオリンピックの前からであるということですが、これは繰り返しませんけれども、今載っているガイドラインでも、緑の十字路ということで、Ⅰ期、Ⅱ期のところは緑の樹間を広げていって、道を覆っていく。さらに増やしていく。そういう、そして既存の木を育てていく。そういうふうなことで、今の協議会のメンバーとほぼ同じような方々がそれを決めたということは、もう間違いのない事実で、協議会の中で、令和2年で変えたというのも、それも事実なんだけれども、そういうふうな経過があったということからすると、千代田区が向かってきた方向というのは、やっぱり歴史・文化ゾーンに関しては白山通り、そしてこの神田警察通りのこの入り口のところは、緑豊かなそうした道並みをつくっていこうという夢を見て、共に住民と歩んできた8年だったということだと思います。

もうそこは、ちょっともう時間がもったいないので繰り返しませんけれども、ここで、私も決算をやる中で、やっと自分の中で時系列ができてきたということがあります。それは、令和4年のときというのは、ちょうど4月ですよ、4月に工事を始めたいということでトラブルになったわけなんですけれども、住民のほうも工事そのものには反対していないから、イチョウに触らないような工事でしたらやってくださいということで、カッター工事というのをどうぞやってくださいというのを、見守っていたというのが6月ぐらいだったと思います。

そのときに、ここの道路については、ほかの、これは和泉公園通りの案内、説明書なんだけれども、道路工事のお知らせチラシのようなものが、こちらはこんなような工程でやりますよということが記されているのに、神田警察通りのほうは、こんなようなものが出ただけで、工事の中身についてのお知らせがないですよという話に現場でなって、それ

で少し、じゃあ、皆さんにお知らせするような協議をいたしましょうということで、カッター工事を見守りながら協議をしていたときに、こういう形で、これが6月30日から7月8日でしたけれども、ここまでがカッター工事、ここまでが試掘工で、そこで、変更が生じる場合は地元の方へ事前連絡します、作業に当たっては木の根に影響がないように努めます、という話し合いをしていたということでした。

その間に、工事は進めてほしい、でも木は切らないようにしてほしいというようなことで現場でのやり取りをされていて、というふうな状況で、その間に線形をつくったり変えたりというようなこともできるんじゃないかということで、現場で協議をしようとしても、線形一つ見えてこないという状況があって、何でかなと。土木のプロの人もいたから、どうしてなんだろうということだと思っていたら、今回の決算の中で、設計委託、それまで使っていた設計委託の1,000万円が、この年は委託されていなかった。委託されていないから、こうした何か書類を作る作業をする方がもういなかった。その状態で、役所の中ではそういうこともなかなかできるノウハウとか時間がないのかなと、やっぱり人が少ないという問題もありますし、そういうふうなことで、対話をしようにも対話するための素材をつくる、線をいじるだけの調整力もなかったというのが現状だったということが分かるわけです。その認められた1,000万が、結局は警備員、日給8万円の1晩8万円の警備員に支払われていたということが今回分かるわけです。そして、それを、住民をそういうふうに追いやめるような形でしか使わなかった。

であれば、この6月のときに設計委託をちゃんとして、それで対話の下に線を引いていくということだって、できたのではないかな。そういうふうな誠実性というものが示されなかったということも、ここに至る原因だと思うので、今も、令和5年も警備員代に流用されて、設計費はもうなくなっちゃっているわけですけども、そういう状況を……

○嶋崎委員長 小枝委員さ、質疑をお願いしますよ。

○小枝委員 変えていただきたい。そういう状況を変えていただきたい。

○嶋崎委員長 思いはいろいろと分かるけれども、質疑のやり取りをしてください。

○小枝委員 はい。では、和泉公園道路整備では、普通の道路整備なのに、ちゃんところいった説明文書を出しているのに、神田警察通りは説明文書を出していなかった。そして、そのためにこういうふうな、現場で簡易な時程表を出した。しかも皆様にご連絡するという状況にあったということは、間違いのない事実として確認いたします。

○嶋崎委員長 それは小枝委員からの確認を。

○小枝委員 確認。

○嶋崎委員長 確認なんで、それはどうだったんですかという、時系列的に言ってくださいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のお話は昨年7月の約束のことだと思えますけども、樹木に影響のない工事の工程、お持ちになっているのは、樹木に影響のない工事の工程ということだと思えます。影響のない工事を行おうとしていましたが、妨害を受けましたので、樹木に影響のない工事を先行して進めることはできないという判断に至りました。その後、そういうことでございます。

○嶋崎委員長 執行機関としてはそういう認識だと。

○小枝委員 その妨害というのはいつのことを言っているんですか。いや、だって、6月、

7月というのは、この話合いをしているときじゃないですか。それで連絡があって、この計画についてもっと報告するからちょっと待ってくれという状況の中で、連絡を待っていたんですね。それが事実です。間違いはないですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 間違いです。7月7日に妨害されて、街路樹ますを設置する作業を行おうと思いましたが、妨害されました。具体的には、作業帯の中に入り込んで座り込んだり、車を駐車して出ていかなかったり、そういうことがございました。

○小枝委員 資料を出して話し合おうという話は、課長のところには届いていないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そういうお話はございましたが、こういう状況で、実際に2回、町会から、錦町町会の有志の方から、説明会ということで対応いたしました。その際には、反対の方がたくさん集まる反対集会みたいな形になっていましたので、そのようなものは対応できないという判断でございます。

○小枝委員 それは時系列、今、ぐっと戻ったわけですね、1月とか前の年の12月とか。その辺は私はあれですけども。

令和4年のちょうど決算をやったので、とてもそのところは思い出すわけですけども、設計の中身をちゃんと確認しながら、木に触れない工事をするというところ、もしくはその場において、こここのところは木に触れるから駄目だよとか、こここのところは木に触れないから大丈夫だよとかいうような話を、しっかりと部屋を取ってやってくだされば、それは話のしようがあったはずだし、また専門家の先生方の中にも、木を残しなさいという人と、いや、木はもう残さなくてもいいよという人と、それと同時に、その双方を調整しましょうという人もいたわけですね。保存するところと、保存しないところと、調整しましょうという人もいたわけですよ。

そういうことをまさにしようとする力量が、もう行政の側にはなかったですね、設計料を委託していないんだから。設計料を委託していないということは、もうそういう線を描いたり確認したりする作業をしようという、もう予算上はなっていたのに、使っていなかったわけですよ。それでは幾ら対話しようと思っても、線を引いたり考えたりすることはできなかったと思うんですね。そういう状況の中でこの平行線が行われてきてしまって、対話ができなかったし、調整ということも取れなかった。

1本たりともじゃない、もともと2本移植となっていたから、そういうこだわり、何が何でも住民を排除して進めていこうというそのこだわりが、非常にこのことを困難にしたし、前回の答弁でも課長が言った、一番問題なのは、これは残すことができない。令和2年12月25日の資料を見てほしいんですけども、保存案と更新案のメリット、デメリットを説明しているのに、それは、できないことの説明のためにやったんですというふうに言うわけですよ。でもそれは全く論理矛盾で、できないんだったら、メリットもデメリットもへたってくれないわけですよ。学者にだって聞く理由がないわけですよ、できないんだから。どうですかと聞いて、残したらこういうメリットがあります、残さなかったらこういうメリットがありますと説明していること自体が、本当は選択肢として成り立っていたのに、前回そういうふうで、できないんですというふうにならなくなった。そこも発言としては撤回をすべきだ。

そういうことを、その考え方そのものが、この住民を追い込み、住民を排除し、住民を

虐待、そういうことになっているじゃないですか。公僕たる方々のやることではありませんね。

○印出井環境まちづくり部長 ひもといてご説明したほうがいいのか。これは何回、委員会も替わっているのに、ひもといてご説明しますけれども、工事に着手した後、4か月にわたって止めていると。そういった中で話し合う機会を、直接の対話も含めて3回、沿道整備協議会では開かれた場で2回やってきたと。そういった意見交換を通じて、道路整備の考え方、あるいは沿道整備協議会の皆さんの考え方と、反対される方々との考えの隔たりは非常に大きいと。これ以上調整しても、もうほんとゼロか100かという世界の中で、まさに区長が当時コメントしていましたが、苦渋の決断という形で工事に入らせていただきました。そういった中で、実力をもって工事を止められたと。我々も実力をもって工事を止められる中で、それをそのまま推移を見守っているというわけにもいきませんので、何とか工事の出来高、進捗を進めるために、全体の中で、樹木に関わりのないところで進めさせてほしいという話はさせていただいたところです。

ですので、基本的にその時点で、街路樹に対して手を入れて工事をするという考え方には、もう隔たりがあって、変えることは、なかなか調整することは難しいというような認識でございますので、そこで調整せよと言われても、我々としては工事の進め方などについての調整はあるのかなというふうに思っていましたけれども、我々の中で、街路樹に関係のない工事をするという形で説明しても、それに対して受け入れていただかずに、先ほど課長が申し上げたような状況が発生したわけです。

ですので、我々も、じゃあこれ以上、街路樹に影響のない範囲で工事をすると言っても同様に妨げられるのであれば、改めて仕切り直しをしようということで、その後、本格的に街路樹の伐採、更新を含む工事に着手したと。そういう経緯がございますので、今の小枝委員のご指摘は全く当たらないというふうに認識しています。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 今ちょっと、ふと冷静に考えて、部長、ゼロか100かのお話というのは、多分、1本も切らないか全部切るかということで、ゼロか100かとおっしゃっているんでしょうかね。で、しょうかね。まあ、そうなんです、うなずいていらっしゃいますから。でも、そうではなく、街路樹を残していかに工事ができないのかなというお話をすべきだと思うんです。それで、何かできない理由ばかりを言うのではなく、こういうふうにするればできるんじゃないかなというのを話し合うべきだと思うんです。それを例えば2回やりました、3回やりましたといっても、実際には何かどなり合いになっちゃったりとか。そういうのではなく、お互いに意見を持ち寄ってやるべきだと思うんです。それを、全部切るのか、切らないのかという、そこに論点を持っていくのはちょっと違うんじゃないかなと、ふと思ったんですが。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどの小枝委員のご質問で、ちょっと当たらないと断じてしまったんですけど、1点お答えしていなかったのと、今の岩田委員のご指摘も踏まえてご答弁申し上げますけれども、課長がそこには置いておけないと言ったのは、一つ、移動円滑化法の基準に基づくと、有効幅員2メートルを取れないという意味で置いておけないだろうと。道路を機能更新する、大規模改修する際には、法の適合義務があるので、そ



の観点から、置いておくのにふさわしくないということでご答弁申し上げました。

ただ、街路樹の機能更新についてはそれだけではございません。先ほど春山委員からご指摘がありましたけれども、大木化するイチョウの様々な課題については、沿道の推進協議会のメンバー、あるいはそれ以外の方々からも多く聞いていたということでございますので、移動円滑化法の有効幅員の考え方と、沿道の皆様のお声、それから大木化するイチョウの一般的な課題というのも含めて更新したと。それを総合的に課長が申し上げたので、結論ありきということではないかなというふうに思っております。

今の岩田委員のご指摘についても、我々としてはそういう中で、街路樹の機能更新は、これは必要だろうというふうに考えているところでございます。ただ、そういった中で、何か例えばシンボリックに残すとか、そういう考えについても、検討の余地が全くないわけではなかったんですけれども、まさに先ほど春山委員がおっしゃられたとおり、4月に、一昨年ですか。4月に――4月以降ですか。すみません、ちょっと。すみません、ちょっと今、時期は後ほど、補足的に確認しましたけれども、そもそも、総括でも答弁しましたけれども、議決、例えば、多分、予算から含めて遡った様々なプロセス自体が違法で、議決が無効だというような主張をされる立場の方々、ちょっとなかなかご指摘のような、例えばどこかシンボリックに残そうよとか、そんな対応はできないのかなというところが率直な認識でございます。

○岩田委員 うーん。あと、普通に僕も冷静になって考えて、例えば工事と関係のないようなところをやりたいというときに、何かそれはもうできなかったというお話なんですけれども、恐らくそのイチョウ、恐らくですよ、イチョウを守っている方々からすれば、ちょっと何かだまし討ちのような感じで、いきなりこの説明もしないで切られちゃったりしたら、ちょっと信用できないよというふうになっちゃうと思うんですよ、そういう心情として。なので、やっぱりそこはやっぱり対話が必要だったんじゃないかなと思うんですけども。何ですかね、もうこれは対話できないよと打ち切るんじゃないかと、やっぱりより一層そういう対話をするべきだと私は思うんですが、そこはどうでしょうね。

○須貝基盤整備計画担当課長 現地のほうで、うちの職員が一生懸命説明は随分したと思えます。岩田委員もいらっしゃったので、はっきり分かると思えます。

○岩田委員 えっ、終わり。その説明が足りなかったんで、皆さん、納得できないと言っているんですよ、やはり。だからそこはちゃんと理解を求めるように、丁寧にするべきだと思うんです。言われたからいきなり、じゃあ今やりますというんじゃないかと、ちゃんと区から、言われたからやるのではなく、区から率先して、皆さん、こういうのやりますよ、皆さんの意見をお聞きしますよ、という態度が必要なんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 その辺の態度は示したつもりですけども、理解できなかったからといって妨害行為をするというのはいかがなものかと存じます。

○小枝委員 関連して……

○嶋崎委員長 小枝委員さ。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 いやいや、聞いてください。陳情書に基づいてやっていただかないと、今までの時系列に関しては、それはご意見もあるだろうけれども、積み上げてここまで来て

いますし、根幹から言わせていただくと、以前の企画総務委員会の中で議案が提案されて、ご意見は分かれたかもしれないけれども、そこで民主主義の手続は取っているというところの認識を、まず、もう私もこれは何回もお話をしていますけれども、そのの上に乗って、それで、今回の新たな陳情についてはこうですねという形でやっていただくと同時に、前回、前の企画総務委員会でも、全員からご意見を拝聴して、丁寧に、一つに委員会としての考え方をまとめて、この陳情者の皆さんにもお返しをしているというところからの再度のまた陳情なんで、そこら辺も踏まえた形でご発言を頂きたい。

小枝委員。

○小枝委員 まさに陳情の審査なんですけれども、抜け落ちているんですよ。令和4年7月の段階で、行政側が出しますといった資料を出すことができなかつたんですよ。こういうふうに説明しますと。どういう線形を描いたらいいか、どういうふうな構造になっていて、だからこれは木に触る、触らないの説明をいたしますから、少々お待ちください、ぴつんとなったんですよ。その状況が抜け落ちているということは、もうこれは質疑じゃなくて指摘しておきます。そう。

で、今回の陳情はどういうふうな中身かということ、これを見ると、××の方々、それから×××の方、それから×××の方、××の方、そうした方々が……

○嶋崎委員長 すみません。休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時09分再開

○嶋崎委員長 再開します。

小枝委員。

○小枝委員 発言の訂正をさせていただきます。陳情者の要望で、住所地についてもマスキングしてくださいということで、私どもだけの情報ということですので、今のところは、ご当地以外の全区的な状況から、方々からの陳情が出ているということで、切り替えさせていただきます。書記さん、お願いいたします。

で、どういうことを言われているかということ、この方々はもう心配をしているわけです。何を心配しているかということ、まず一つは、神田警察通りのこのⅡ期工事のイチョウの伐採そのものをまず心配している。それから街路樹に感謝をしていると。この4月には、こうした小競り合いもあったということも心配している。それから、熱帯夜に高齢女性の木守りで胸を痛めているとか、それから、このままではさらに不幸な事態が発生しかねないと心配している。沿道に住む住民を邪魔者に、何とかなかな、そうした住民と区が争うことはあってはならないということで心配している。だから、行政と住民のトラブルや予期せぬ事態に対応するために設計変更ガイドラインがあるんだから、そこは対応してくださいよというふうな陳情になっていました。

前回審査したときに、部長のほうから、区を、まあ前々回は、もう要は、妨害している人から言われたら、そんな理不尽なことには応えられないというおっしゃり方をした。前は、ここの方はそうじゃないですねと言ったら、区を訴えている原告以外の方々が人数的に見ても陳情などに賛同されていることは承知しています。そういう状況にあるんだろうなと。まるでその関係者のような言い方をして、そういうことを、この区民が、この方々が見たらどう思いますか。この方々がどういう方かということも分からないのに、当事

者の周辺の方でしょう、みたいな言い方をしたんですよ。だからそれはもう聞けないと。純粋な思いで言っているんじゃないと。

でも、この人たちは、もしかしたら地元のお稲荷さんを掃除している奥様かもしれない。もしかしたら桜の花びらを掃除している奥様かもしれない。そういう方々が、この状況を何とか改善してくださいとお願いしていることに対して、やはりどの段階においても、本当に区が正しいことを正しくやろうと、そしてより誠実にやろうとするならば、やっぱり誠実に答えていく義務があるわけです。我々議員にもあるわけです。それは推進でも反対でもみんなにあるわけです。だからこそ、そういう暴言——これも暴言ですよ、この人たちは、もう色目で見えるわけです。どうせお上に刃向かう人たちだ、みたいな言い方をしたんですよ。これはちょっと問題がありませんか。

○印出井環境まちづくり部長 そのときには、この人たちはいわゆる前の陳情を出した人たちではないですよねという、それ以外の方々だという属性についてご質問をされたので、そういう発言になったんだというふうに思っています。そういった陳情者の属性を除いて見ますと、まさに、前回、陳情審査を終了した案件と同じでございます、我々としては設計変更をするつもりはございませんし、その必要も認識していないというところでございます。

○小枝委員 区が、雇主は住民なわけです。税金を払っているのは住民なわけです。その住民の方々が、結果は、結論は話し合った結果で私はいいと思っています。どういう結果であっても、それはみんなで話し合って決めたことならもういいと思います。だけれども、住民を排除して、地域住民を排除した中で物事を強行していくというやり方については、やはり改めていかないと、これは今回の決算でも明らかになりましたように、設計料を用途変更して、議会にも聞かずに、行政レベルで勝手に警備員、1晩8万円の警備員をたくさん雇って、屈強な方々を、そして住民側に圧力をかけていく。そしてそれも、何ですか、客引きの、保安業務のよりも高い、倍以上のお金を払っているというのは、客引きの人たちは法律を守るけど、この住民は法律を守らないとおっしゃったんですよ。そういう暴言を、住民に対して、納税者に対して言っているのかということなんですよ。

お互い感情的になっているのかもしれませんが、ここは何とか、何とか反省すべきところを反省して、大方の意見と言うけど、全然アンケートだって、不在地主には郵送で送って、多分4,000通の多くはほとんど不在地主の郵送ですよ。周辺はポスティングしたけど、入ったか入っていないか分からない。そういう、住民をまるで避けるかのような、そしてⅣ、Ⅴ期の人たちの声をⅡ期にぶつけていくというやり方は、やはりフェアではない。公平公正にやられていることなら住民はもう受け止めます。どう考えても住民を排除し、住民を軽んじて、ここは事業者の意見を聞けばいいんだと。住民はうるさいので聞きたくない。そういうことを貫いてきた。保存の選択の余地があるのにさせない。そういうやり方をしてきた。

ここはやっぱり反省の余地があって、歩み寄りをすべき義務が行政の側にもあるんじゃないですか。一つもないですか。1ミリも、0.1ミリもないですか。

○嶋崎委員長 ちょっと今の小枝委員の発言なんだけど、事業者の思いではないよね。これを推進している方もいるわけだよ。住民全部が全て反対の方ではないよね。一方で推進してほしいんだという方もいらっしゃる。それで、慎重にしてほしいという方もいら

っしゃる。

○小枝委員 II期工事で何人いますか。

○嶋崎委員長 いや、ちょっと聞いてくださいよ、僕は整理しているんだから。

それで、そういう立場に立っていろいろと仕事をされている。事業者の思いでもない。地域の思いがそれぞれある。そういう認識の上に立った話にしていただかないと、事業者の思いでもなければ……

○小枝委員 今はアンケートのことを言ったんですよ。

○嶋崎委員長 言っているんですよ。だから、でも、総括的にそういう話をされているから、私は今整理して……

○小枝委員 不在地主の話をしている。

○嶋崎委員長 別に、どっちがどうだという話をしていませんよ。住民の中にも、何回も言うけれども、止めてくださいと言っている方もいる。だけど、とにかく進めてくれよという方もいるのは、これは事実ですよ。そういう中で、役所とすれば、何を判断するかといったら、住民代表である区議会が、どういう今まで結果経緯の中で、この議論をしてきたのか。同時に、そういう賛否があったけれども、先ほども申し上げたけれども、提案をされた議案に対して我々は、意見は分かれたかもしれないけども、民主主義の手続で、そして賛成多数で、そこが通っているという上に立っての話なんです。決してそれを無理やり推進派の方たちだけの話を進めてきたわけではない。きちっと手順手続は進めながらやった。そこのところを踏まえてくださいよ。いいですか。そこは約束していただかないと、慎重派ばかりではないという、そういうことです。

小枝委員。

○小枝委員 今回のアンケートの話から申し上げたかったのは、II期からV期までも、かなり広いところを、全体を、ここにいらっしゃらない地主さんたちには郵送したと。よく当時から岩田さんが言っていましたけれども、全住民にお手紙を送ればいいじゃないですかと。それはできるじゃないですかと。いや、できません、できませんという中で、登記簿謄本を拾って、全地権者には送っている。住民にできないわけがないんですね。

それと、II期工事のところのエリアだけ取ってみると、もちろん委員長がおっしゃるとおり切望している人もよく分かります。それもそれで思い、大事なことだと思います。そうでない方もいます。でも、どっちもちゃんと参画いただいた中で決めてきたなら、これは納得のしようが私はやっぱりあったと思うんですよ。それに調整のしようもあったと思うんですよ。事後になるからこういうことになっちゃう。こういうことは本当に行政の仕事の仕方としては、雑というか、やってはならないやり方だったなと。

そこが物すごく、副委員長もおっしゃるとおり、公共貢献性の問題は大事なんですよ。まちづくりの問題は大事。それから地域コミュニティの問題も大事。そして、こういう緑の問題も、景観の問題も大事。そういうことを全体的に信頼感を持って丁寧にやっていくということが、今のアンケートの取り方一つとっても粗雑だったなと。そして、現に地域のII期工事における住民は置き去られてしまった。協議会の中には、ほとんど残念ながらいらっしゃらないですからね。そうになってしまうということについて、いささか心苦しいというところは本当はないですか。

○桜井委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 このⅡ期工事について、先ほど委員長のほうでも発言はされましたように、私も同様に思って発言をしたかたんですけど、公平公正でないというような発言も小枝委員からはありました。その結果が、賛成なのか反対なのか、いろいろと意見はあって当たり前だし、あっていいんだと思うんです。ただ、執行機関が、それに至るまでの話合いの場を公正に公平に持って今までやってきているのかどうかということについては、私はきちっとやっている。私は思っています。それについて、いや、そうじゃないという意見も先ほどはありましたけども、私はそう思っていますし、この随分期間がたっていますけども、地域住民の方、協議会の方を中心に、地域住民の方も含めいろいろと議論をし、そして、このⅡ期工事のこの沿道をどういうふうに整備していくのかということについては、いろんな議論はあるだろうけど、賛成も反対もあるかもしれないけど、きちっとやってきたというふうに私は思うんです。

これは陳情審査なので、扱いは後にしても、一時中断して、沿道住民の方々や区民の対話、対話をする。してほしいと。それとイチョウを残しながら道路の整備をしてほしいという陳情の内容になっておりますけども、この件についても、今までも何度も何度も執行機関は答弁もしていると私は理解をいたしています。

そういう面でも、いろんな賛成、反対はあるにしても、そういう議論をきちっとできているということは、やはりしっかりと確認を。私はそう思っていますけども、執行機関からも、こういう形でやってきたというところをきちっと述べていただきたい。お願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの住民からの意見ということで、協議会でも述べましたとおり、ずっと20回にわたって議論してきたと。それだけでなく、陳情も受けましたので、その意見の聞き方ということもございましたので、アンケート調査を実施いたしました。先ほど小枝委員のおっしゃった、地権者で実際にいない方が多かったんじゃないかということがございましたけども、4,700通、直接ポスティングをしたのと、その中に郵送が325通ありました。それを含めて4,700通、神田警察通り沿道の幅約200メートルの延長1.4キロにわたって送付したものでございます。

それから、そのアンケート調査と、あと小枝委員のおっしゃった、樹木を保存した場合としない場合、それも、委員会からのご指摘を受けて、その両方の形を見せて、学識経験者のご意見もお聞きしました。それをまた協議会でも議論いたしまして、それについても区議会に、委員会のほうにも報告したところでございます。それ以降、工事が議決されて、工事着手というところになりましたから、地元の町会からの、有志の方から説明会のご要望を受けて、2回説明をいたしました。それ以降、着手をしたんですけども、工事の妨害を受け――あ、その間でですね、それ以外で協議会を2回行いました。それから、その地元の方々の胸襟を開いた、神田っ子同士の話合いと、そういうものも行っていました。

以上のように、桜井委員のおっしゃるとおり、地元の、地元のというか、地域の方のご意見というのはしっかり聞いてきたものと認識してございます。

○嶋崎委員長（発言する者あり）ちょっと待ってください。さっきの小枝委員の、残っているから、そこの答弁。あったよね。それで関連、どんなのだったっけ、たしか。

○林委員 まあ、ほぼ同趣旨だから。

○嶋崎委員長 趣旨だからいいか。それでよければいいんだよ。

○林委員 休憩したほうが、もう休憩したほうが……

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時56分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ほかに何かございますれば、お願いします。ないとなれば、この扱いをどうしますかという話になりますけど、扱いについて、いかがでしょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 継続。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この案件につきましては、継続ということで、本日のところは終了させていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、以上で日程1の陳情審査を終了します。